

# 令和7年度第5回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和7年7月9日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

# 第5回定例会議事日程

- 1 日 時 令和7年7月9日（水）午前9時30分
  - 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
  - 3 会議に付すべき事件
    - 第1 第28号議案 八王子市立学校教職員の処分の内申に関する事務処理の報告について
    - 第2 第29号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱及び委嘱について
    - 第3 第30号議案 八王子市第五次特別支援教育推進計画の改訂について
    - 第4 第31号議案 八王子市教育委員会事務局職員に対する著しい迷惑行為への対応について
  - 4 報告事項
    - ・「図書館配置・運営基本方針」策定に係る検討の開始について（図書館課）
- 

## 出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	保 坂 暁 子
委 員	伊 東 哲
委 員	守 屋 香 里
委 員	田 中 雅 美

## 教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	松 土 和 広
学校教育部指導担当部長	上 野 和 広
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	武 井 博 英
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	平 井 智 也

学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一
学 務 課 長	中 野 みどり
教 育 指 導 課 長	古 川 洋一郎
特別支援・情報教育担当課長	遠 藤 徹 也
教 職 員 課 長	櫻 田 俊 二
統 括 指 導 主 事	狩 野 貴 紀
統 括 指 導 主 事	志 村 亮 介
統 括 指 導 主 事	福 島 裕 子
生涯学習スポーツ部長	佐 藤 晴 久
生涯学習政策課長	田 島 裕 子
放課後児童支援課長	坂 野 優 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉 森 研 吾
学 習 支 援 課 長	松 井 洋 一
文 化 財 課 長	中野目 泰 明
日本遺産推進担当課長	塩 澤 宏 幸
こども科学館長	飯 塚 由 則
図書館課長兼八王子市図書館長	堀 内 栄 史
図書館企画調整担当課長	大 澤 吉 隆
教育指導課指導主事	上 田 隆 司
教育指導課指導主事	安 東 奈 々
学 務 課 主 査	中 島 崇
教 育 指 導 課 主 査	後 藤 浩 之
教育総務課課長補佐兼主査	岩 崎 隆 浩
教 育 総 務 課 主 任	田 中 美 緒
教 育 総 務 課 主 事	手 塚 早 紀
教育総務課会計年度任用職員	羽 山 あゆ美

【午前9時30分開会】

○安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和7年度第5回定例会を開会いたします。

初めに本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、守屋香里委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本市では、地球温暖化対策省資源対策の一環として、節電等に取り組んでおります。また、本定例会において、職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の議事でございますが、第28号議案及び第31号議案は審議内容が個人情報に及ぶため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

-----◇-----  
○安間教育長 日程第2 第29号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱及び委嘱について、を議題に供します。

本案について、学務課から説明願います。

○中野学務課長 おはようございます。それでは、第29号議案八王子市奨学審議会委員の解嘱及び委嘱について、御説明いたします。

詳細につきましては、担当の中島主査から御説明いたします。

○中島学務課主査 それでは、第29号議案八王子市奨学審議会委員の解嘱及び委嘱について御説明いたします。

初めに、奨学審議会の役割について御説明させていただきます。奨学審議会は、市内に居住する方で、高等学校等に在学し、成績良好で学習意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により就学が困難な方に対し、必要な学資金を支給している八王子市奨学資金について、その対象となる奨学生の選考や奨学金事業の円滑かつ適正な運営を図るため設置しております。今回、委員の選出区分のうち市議会議員に

つきまして、市議会正副議長等が改正されたことに伴い、八王子市議会議長から奨学審議会委員の変更の通知がございました。つきましては、現在の7人を解嘱し、新たな7人を八王子市奨学審議会委員として委嘱しようとする議案でございます。

第29号議案関連資料を御覧ください。

まず、解嘱する委員についてですが、現在奨学審議会委員は令和6年8月1日から令和8年7月31日までの期間で委嘱しております。今回、令和7年7月9日付で解職する委員は、小林秀司委員、内田由香利委員、久保井博美委員、古里幸太郎委員、綿林夕夏委員、浜野正太委員、船木翔平委員の以上7人でございます。

次に、委嘱する委員について御説明いたします。新たに委嘱する委員は、中島正寿議員、星野直美議員、小林裕恵議員、石井宏和議員、岸田功典議員、日下部広志議員、高橋剛議員の7人となります。

委嘱期間につきましては、令和7年7月10日から奨学審議会委員の現在の任期であります、令和8年7月31日までとなります。これは、八王子市奨学審議会規則第3条第3項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とするというものに基づくものでございます。

以上で御説明を終わります。

○安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、本案についての御意見はございましょうか。

こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 特に意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今議題となっております第29号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第29号議案については、そのように決定することにいたしました。

-----◇-----  
○安間教育長 日程第3 第30号議案 八王子市第五次特別支援教育推進計画の改訂  
について、を議題に供します。

本案について、教育指導課から説明願います。

○遠藤特別支援・情報教育担当課長 それでは、第30号議案八王子市第五次特別支援  
教育推進計画の改訂について、詳細は担当の後藤主査より御説明申し上げます。

○後藤教育指導課主査 本件につきましては、令和7年度をもって契約期間が満了とな  
ります、八王子市第五次特別支援教育推進計画につきまして、本来であれば令和8  
年度を始期とする次期計画を策定するところですが、特定の課題に対して重点的に  
取り組むために現行計画の計画期間を変更するものでございます。本案は、改定に  
おける重点的な取組と契約期間の延長について決定いただくものでございます。

重点的な取組としましては、2点ございます。

1点目は、特別支援学級（情緒障害・固定）級の設置検討でございます。この取  
組では、情緒障害・固定級の設置に向けまして、人材育成をはじめ学級環境の整備  
などの準備を進め、パイロット校において試行的に実施し、次期独自推進計画の施  
行当初からは本格運営ができるようにしたいと考えております。

2点目につきましては、特別支援学級等の再編でございます。特別支援学級設置  
校の配置バランスや各学校の状況を踏まえて、特別支援学級（知的障害）の再編を  
行うとともに、増加する特別支援教室の利用ニーズに対応できるよう、特別支援教  
室拠点校とその巡回グループの見直しに取り組みます。特別支援学級（知的障害）  
の再編につきましては、これまでも第五次推進計画を踏まえた特別支援学級再編の  
基本計画に基づきまして行っているところではございますが、この基本計画を定め  
た令和5年度から社会状況等も変化していることから、今後の学校再編や35人学  
級等を見据えて見直しに取り組んでまいります。

次に、計画期間につきましては、現行の令和5年4月1日から令和8年3月31  
日までの3か年から、さらに3年間延長いたしまして、計画の周期を令和11年3  
月31日までといたします。

3年間とした理由につきましては、別紙の東京都及び本市の特別支援教育推進計  
画における計画期間を御覧いただきたいと思います。中段にございます東京都特別

支援教育推進計画（第二期）〔第三次実施計画〕の欄を御覧いただきますと、令和9年度に計画期間が満了し、東京都の新たな計画が令和10年度からスタートすることとなります。その後の方向性や東京都の動向等を踏まえた本市計画を策定するため、令和10年度まで第五次推進計画の期間を延長することといたしました。

なお、計画の改定に当たりましては、策定会議を立ち上げ検討を進めてまいります。策定会議の構成につきましては、議案関連資料の4検討体制を御覧いただきたいと思います。委員の構成は学識経験者をはじめ、医療・療育機関関係者、小・中学校長、都立特別支援学校長等を予定しており、具体的には設置要綱によって定めていくこととなります。検討スケジュールにつきましては裏面5にありますように、策定会議での検討を進めまして、令和8年1月に改定案を作成し、最終的には3月の教育定例会において決定していただく予定でございます。

説明は、以上でございます。

○安間教育長　　只今、説明は終わりました。

まず本案について、御質疑、御要望等はございませんか。

○伊東委員　　御説明ありがとうございました。私から2点ほど御質問をさせていただきたいと思います。1点は、情緒障害学級の固定というのはとても重要な学級だと思うのですが、色々と説置にあたってはハードルも高い部分があるというようには認識しているのですけれども、都内の自治体、例えば、23区や26市において、情緒障害の固定学級の設置状況はどのくらいなのか教えていただきたいのが1点です。

もう1点は、つい最近、7月4日ですかね、中教審の特別部会で通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒を対象としたいわゆる通級において、次期学習指導要領の実施に併せて、必要がある場合には各教科の指導が行えるような方針が出されているのですが、学校現場における通級指導の現状や今後の推進計画改定につなげていけるのかどうなのか、この辺りの関係を含めて教えていただきたいと思います。

以上です。

○後藤教育指導課主査　　御質問いただきました都内の状況について御説明させていただきますと、都内全体で島しょ部も含めまして、40市区町村が設置をしているところでございます。小学校でいいますと学級数が63学級、中学校ですと42学級となっております。内訳ですが、23区、区部になりますと13区が設置していると

ころでございまして、小学校20学級、中学校15学級となっています。多摩地区は、島しょ部は除きまして30市町村ある中で23市町村が設置をしている状況にございます。小学校は40学級、中学校は25学級となっている状況でございます。

○福島統括指導主事 2点目の御質問についてお答えいたします。通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒が通級による指導を受ける場合、現行の学習指導要領においては、障害による困難の改善や克服を目的としているため、各教科における指導は行えないとなっています。今後、個別の資料の中で特に必要がある場合に、各教科の指導を行うことができるとしたら、個々の学習における目標や内容を設定でき、自分にあった内容やペースで学ぶことが可能だと考えます。本市において、令和7年6月現在で、小学校は1,584名、中学校は584名、計2,168名の特別支援教室、通級利用者がおります。個に応じた指導がますます重要となってきます。今後の文部科学省から出される資料等に注視をしながら、第五次推進計画の改定に向けた協議会の中でも通級指導における方向性を検討していきます。

○安間教育長 ほかにございましょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御質疑等は特にないようでございますので、重点的な取組2点をこれから本格的にやっっていこうというために計画期間を延長するという、この原案でございますけれども、御意見はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、御意見もないようでございますのでお諮りいたします。

只今議題となっております第30号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第30号議案については、そのように決定することにいたしました。

-----◇-----  
○安間教育長 続いて、報告事項となります。

図書館課から報告願います。

○大澤図書館企画調整担当課長　それでは、私のほうから「図書館配置・運営基本方針」策定に係る検討の開始について御報告をさせていただきます。

定例会報告資料、1趣旨を御覧ください。本件は、読書のまち八王子を推進し、あらゆる生涯学習の基礎となる市民の読書環境の向上を図ることを目的として、図書館の適正な配置及び持続可能な施設運営の実現に向け、図書館の配置及び運営に係る基本的な考え方の検討を開始しましたので、報告するものでございます。

2検討の内容と方向性を御覧ください。検討の内容と方向性につきましては、大きく3つの視点から整理をしております。

1点目は、必要なサービス・機能と役割分担です。図書館に求められる機能を整理し、特に老朽化が進んでいる中央図書館の建て替えや大規模修繕、また生涯学習センター図書館の機能見直しなどを検討しております。

2点目は、図書館機能の適正な配置です。市内の図書館機能が地域に応じて適切に配置されているかを見直し、これまで進めてまいりました市民センター内にある地区図書室の全てを図書館化する構想につきましても経緯を踏まえながら見直しの妥当性について検討をしております。

3点目は、適正な管理及び運営手法です。民間の力を活用した運営や窓口業務のDX化など、業務の効率化についても検討を進めてまいります。

3検討会及び幹事会の構成員を御覧ください。本検討会は、部長級による検討会と課長級による幹事会で構成されております。図書館課を中心に、各部が連携をして進めてまいります。

最後に、スケジュールです。令和11年度に予定されている図書館システムの改修や各種調査・計画に向けて本年度、令和7年度中に基本方針を策定することを目標としております。進捗状況につきましては、適宜御報告をさせていただきます。

説明は以上となります。

○安間教育長　只今、報告は終わりました。

本案について御意見、また御質疑、御要望等はございませんか。

○伊東委員　御説明ありがとうございます。今お話があった検討会と幹事会なのですが、これはこれで良いと思うのですけれども、こういった検討会に市民の方の代表や有

識者の方、そういった委員の方は予定されているのかどうなのか教えてください。

○大澤図書館企画調整担当課長 構成員の中には、市民の方は入ってはございません。

ただし、適宜生涯学習審議会等にお諮りをしながら、その中でまた市民の意見を聴取してまいりたいと考えておりますし、一定程度方針が固まった段階では当然パブリックコメント等を通じて、市民の意見もしっかり反映させた方針とさせていただきたいと考えております。

○伊東委員 色々な考え方があるかと思いますが、基本方針など、そういった重要な骨格となる部分の検討の中にも市民の方々の御意見を直接いただくような場面設定というものも、開かれた行政というようなこととの関連でいえば重要なことではないか、なんて思っておりますので、御検討いただけたらと思います。

以上です。

○安間教育長 これ基本的に、ここで原案を作って生涯学習審議会で諮るわけでしょう。

だから、今言われたのは、生涯学習審議会がその役割を果たすのですよね。

ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

-----◇-----

○安間教育長 以上で公開の審議を終わりますが、委員の方から何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 ないようであります。

それでは、ここから非公開となりますので、傍聴の方々の御退席をお願いいたします。

【午前9時48分休憩】